

# ご存じですか？ 障がい者福祉タクシー制度

障がい者福祉タクシー制度とは

出雲市在住で在宅生活をされている障がいのある人、常時車いすやストレッチャーを利用されている人の日常生活における外出支援のために、福祉タクシー券を交付します。(どこへ出かける時でも使えます)

交付対象

## ●対象者

- ・市内在住、在宅生活であること  
(施設入所、3か月以上の入院は対象となりません)
- ・本人及び配偶者の住民税が非課税(18歳未満は世帯非課税)または生活保護受給者
- ※上記条件に加えて、障がい者手帳の所持等、次のいずれかに該当する人

## ◎一般券種対象者(500円×36枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級(うち、視覚障がいは72枚)
- ・療育手帳A、B ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級

## ◎車いす券種対象者(500円×72枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級で、肢体不自由の障がいの人
- ・要介護3～5の人
- ・手帳や要介護の条件に該当しない場合、「医師の意見書」が必要

## ◎ストレッチャー券種対象者(500円×144枚交付)

- ・身体障がい者手帳1、2級で、肢体不自由の障がいの人
- ・要介護4～5の人
- ・手帳や要介護の条件に該当しない場合、「医師の意見書」が必要

## ●申請場所

- ・市役所 福祉推進課
- ・各行政センター 市民サービス課


## ●申請に必要なもの

- ・障がい等要件が確認できるもの(障がい者手帳または介護保険証)
- ・窓口に来られる人の本人確認書類
- ・「医師の意見書」

※車いす券種、ストレッチャー券種申請者で、手帳や要介護の条件に該当しない場合必要

※申請に来られる人が本人または同一世帯員以外の場合は、申請書の代理申請欄の記入、押印が必要です。

※申請書は、窓口に用意しています。  
出雲市ホームページからもダウンロードできます。

出雲市 福祉タクシー 



申請方法

おたすね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

## 手話をやってみよう!

今月は、「ZOOM」です。  
ぜひやってみてください!

出雲市 YouTube 公式チャンネルで  
動画も公開しています。  
「出雲市 YouTube」で検索してください。

右手の5指を  
前に向けて折り曲げて  
「Z」を描きます



おたすね/福祉推進課 ☎21-6959 FAX 21-6598

## 《国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療》 保険料の減免申請を受付中です

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年中の収入が減少した場合等に、保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療)の減免を受けることができます。

減免申請受付期限は令和4年3月31日です。

申請は、お早め  
をお願いします。

### 減免対象者(世帯)

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人(世帯)
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和3年中の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、前年より3割以上減収見込みの人(世帯)

### 減免となる保険料

令和3年度の保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限のあるもの

### 減免割合

〈国民健康保険・後期高齢者医療〉  
10分の2～10分の10  
〈介護保険〉  
10分の10、10分の8

※減免額は主たる生計維持者の前年の所得により算定

おたすね/【国民健康保険】保険年金課 ☎21-6984 【介護保険】高齢者福祉課 ☎21-6212  
【後期高齢者医療】保険年金課 ☎21-6984 ・島根県後期高齢者医療広域連合 ☎0852-20-7526

# 令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金について 受給がまだの方は申請が必要です

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯に対して生活支援を行うため給付金を支給します。

市からの児童手当受給者については、令和3年12月27日にプッシュ型(申請不要)として1回目(5万円)の給付金を支給しました。先行する1回目の給付金を受給された方については、令和4年1月中旬に2回目(5万円)支給のご案内を送付します。

それ以外の高校生年齢児童のみの養育者や公務員の方は、給付金支給申請が必要です。

対象の所得基準及び申請に必要な書類など詳しくは、市から各世帯へ送付する案内通知または市ホームページをご確認ください。



◀ホームページはこちら

出雲市 子育て世帯への臨時特別給付金 🔍

## 1. 給付金算定の対象となる児童

平成15年4月2日から令和4年3月31日に生まれた児童(年度末の満年齢0歳~18歳)  
※対象児童が婚姻している場合は除く

## 2. 給付対象者

対象児童の児童手当受給者または主たる養育者  
※児童手当の特例給付受給者またはそれに準ずる所得の者は除く

## 3. 給付額

対象児童1人につき10万円

## 4. 申請方法

18歳までの児童と同居しており、給付金をまだ支給していない世帯の世帯主宛に案内通知を送付します。内容をご確認いただき、申請者が令和3年9月30日時点で出雲市にお住まいの場合は申請書をご提出ください。

\*申請が必要な方

- ①高校生年齢の児童のみを養育している方
- ②公務職場から児童手当を受給している方

\*申請期限:令和4年3月31日(木)(予定)

\*申請先:出雲市役所本庁1階  
「子育て世帯への臨時特別給付金窓口」

おたすね/子ども政策課 ☎21-6644

乳幼児、  
小・中学生を  
対象とした  
医療費助成

## 乳幼児等医療・子ども医療

# 令和4年2月から電子申請できます。

資格証の交付・再交付・内容変更について、市役所に出向かなくても手続きができます。  
新しい資格証は、申請後約1週間で郵送します。

こんなときに  
ご利用ください

- まだ資格証を持っていない。 ※中学生は入院のみ助成対象のため、入院時に申請してください。
- 資格証をなくした。
- 保険証が変わった。 ● 住所や名字が変わった。

詳しくは各制度のホームページをご確認ください。

出雲市 乳幼児医療 🔍 出雲市 子ども医療 🔍 で検索。

※資格証自体が電子になるわけではありません。

※払い戻しの手続きは電子申請ではできませんので、これまでどおり窓口で手続きをお願いします。



申請はしまね電子申請  
サービス(出雲市)から  
利用者登録が必要です。

おたすね/子ども政策課 ☎21-6963